

令和2年6月16日

首都圏青年ユニオン連合会 御中

鹿児島市山下町12番17号
コーナージュフェイス小田301号
堂免法律事務所

TEL 099-225-4700

FAX 099-227-1050

医療法人くろえクリニック代理人
弁護士 堂 免 修
同

弁護士 久留倫太郎



回 答 書 8

前略 医療法人くろえクリニック（以下「通知法人」といいます）の代理人として、貴連合会から通知法人に対して直送された令和2年6月9日付の「団体交渉開催の申入れ」及び同月15日付の当職らに対するメールに対し、以下のとおり、ご回答いたします。

1 令和2年6月9日付の「団体交渉開催の申入れ」への回答

今般貴連合会より通知法人へ直送された「団体交渉開催の申入れ」の内容は、開催の候補日及び開催場所のいずれについても、同年1月7日付の申入れとほぼ同様の内容であり、かかる内容での団体交渉の開催に応じることはできかねます（団体交渉に関する当方の立場は、同月14日付の「回答書3」等をご覧ください）。

2 令和2年6月15日付の当職らに対するメールへの回答

(1) 上記メール第1項について

「ドンフリー法律事務所」なる表記につき、貴連合会からのご指摘を受け、当職ら事務所からの本年4月30日14時52分のメールの送信者表記を確認いたしました。当該誤記などございません（そもそもメールの送信者情報というものは送信者自身がメール送信の都度入力するものではなく、登録情報が自動表記されるものですので、ご指摘のような事態が起こり得るのか甚だ疑問です）。

この点については、貴連合会の誤解が存するものと思料されますので、改めて、

これまでのメールのやり取りをご確認ください。

なお、当該問題は本件の内容とは全く無関係であるため、今後においては当方よりこれ以上の回答はいたしません。

(2) 上記メール第2項について

同所において縷々ご主張されておられる内容は、貴連合会の全く独自の見解であり、当職らにおいてご主張の趣旨を理解しかねます。

当方の主張は、前回までの「回答書6」及び「回答書7」に記載したとおりです。[REDACTED]及び貴連合会におかれて、当方提示に係る和解案による解決を行うご意向があられるか否かを、端的にご回答ください。

3 通知法人に対する直接の接触に対する抗議

第1項記載の貴連合会より通知法人へ直送された「団体交渉開催の申入れ」のみならず、先週金曜日の6月11日には、貴連合会より通知法人に対して、3回ものお電話があったとの報告を受けておりますが、本件紛争に関しては全て当職らが対応いたしますので、今般のような非常識な行動は慎んでいただきますよう、厳に申入れます。

なお、今後において同様の行動が繰り返されたとしても、通知法人においては一切の対応はいたしませんので、この旨ご承知おきください。

草々